

令和 7 年度 高砂市一般廃棄物処理実施計画

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

1 計画区域

高砂市全域

（加古川市、稲美町及び播磨町から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ（一般廃棄物）の処理についても、高砂市がこれらの市町から事務の委託を受けて実施する。）

2 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 排出予定数量

ごみ処理予定数量及びし尿処理予定数量は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。

4 処理主体

（1）ごみの収集及び運搬

区 分	事業者名等	排出者
直 営	高砂市	一般家庭
委 託	株式会社高砂興業 株式会社三久工営 播磨環境管理センター 株式会社 有限会社播磨清掃	一般家庭
許 可 （ごみの収集及び運搬）	株式会社高砂興業 株式会社三久工営 播磨環境管理センター 株式会社 有限会社播磨清掃	一般家庭 事業者
自己搬入	自己搬入可能な者	自己搬入可能な者

（2）し尿の収集及び運搬

区 分	事業者名
委 託	有限会社播磨清掃
許 可 （浄化槽汚泥の収集及び運搬）	有限会社昭和興業 有限会社播磨清掃
許 可 （浄化槽の清掃）	有限会社昭和興業 有限会社播磨清掃 株式会社大洋

(3) ごみ及びし尿の処理

廃棄物の種類	中間処理	
	主体	処理方法
ごみ		
可燃ごみ	高砂市	焼却処理
不燃ごみ	高砂市	選別後、資源化及び残さ焼却（金属くずについては資源化を行い、スプリング入りマットレスの処理については、外部委託）
粗大ごみ	高砂市	
空き缶	高砂市（委託）	
空き瓶	高砂市（委託）	資源化
ペットボトル	高砂市（委託）	資源化
紙類・布類	高砂市（委託等）	資源化
使用済小型電子機器	高砂市（委託等）	資源化
蛍光灯（蛍光灯）	高砂市（委託）	適正処理（資源化）
廃乾電池及びボタン電池	高砂市（委託）	適正処理（資源化）
水銀体温計及び水銀血圧計	高砂市（委託）	適正処理（資源化）
充電式電池類	高砂市（委託）	適正処理（資源化）
せん定枝、草等	高砂市（委託）	資源化
し尿		
し尿	高砂市及び委託	前処理後、下水道へ放流（前処理でたまった汚泥については、焼却処理）
浄化槽汚泥		

5 ごみ処理実施計画

(1) ごみの収集及び運搬、処理計画

① 収集区域の範囲、収集回数及び収集方法

ア 燃やすごみ	直営	高砂地区（一部）	週2回収集	ステーション
		荒井地区（一部）	週2回収集	ステーション
イ 燃やさないごみ	委託	高砂地区（一部）	週2回収集	ステーション
		荒井地区（一部）	週2回収集	ステーション
		中筋地区	週2回収集	ステーション
		曾根地区	週2回収集	ステーション
		伊保地区	週2回収集	ステーション
		米田地区	週2回収集	ステーション
		阿弥陀地区	週2回収集	ステーション
		北浜地区	週2回収集	ステーション
		許可	高砂市全域	許可業者と排出者との契約
		委託	高砂市全域	月1回収集 ステーション
ウ 粗大ごみ	許可	高砂市全域	許可業者と排出者との契約	
	委託	高砂市全域	月1回収集	ステーション
エ 空き缶	許可	高砂市全域	許可業者と排出者との契約	
	委託	高砂市全域	月1回収集	ステーション
オ 空き瓶	委託	高砂市全域	月1回収集	ステーション

カ	ペットボトル	委託	高砂市全域	月 1 回収集	ステーション
キ	紙類・布類	委託	高砂市全域	月 1 回収集	ステーション
ク	使用済小型電子機器	直営	拠点回収場所	随時収集	拠点回収
ケ	蛍光管（蛍光灯）	直営	拠点回収場所	随時収集	拠点回収
コ	廃乾電池及びボタン電池	直営	拠点回収場所	随時収集	拠点回収
		委託	高砂市全域	年 3 回収集	ステーション
サ	水銀体温計及び水銀血圧計	直営	拠点回収場所	随時収集	拠点回収
シ	充電式電池類	直営	拠点回収場所	随時収集	拠点回収
ス	事業系ごみ	許可	高砂市全域	許可業者と排出者との契約	

② ふれあい収集

ごみを自らごみステーションに出すことが困難で、ごみ出しの協力が得られない高齢者又は障がい者に対して戸別に収集を行う。

③ 中間処理計画

高砂市、加古川市、稲美町及び播磨町（以下「東播 2 市 2 町」という。）から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ（一般廃棄物）については、事務の委託の規約に基づき、東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）で広域的なごみ処理を行うとともに、ごみの受入基準及び運転計画により適正で効率的なごみ処理を行う。

また、その他の資源物等については、分別収集後、資源化業者に直接引き渡すことによる民間事業者の活用を行い、再資源化及び適正処理を行う。

ア 中間処理を行う施設

区分	施設名
可燃ごみ	東播臨海広域クリーンセンター （エコクリーンピアはりま）
不燃ごみ	
粗大ごみ	

イ 東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）への搬入予定数量（東播 2 市 2 町分）

施設	搬入者	搬入予定数量(トン)	合計量(トン)
可燃ごみ処理施設	高砂市	21,667	99,539
	加古川市	62,275	
	稲美町	7,899	
	播磨町	7,698	
不燃・粗大ごみ処理施設	高砂市	1,618	6,274
	加古川市	3,346	
	稲美町	605	
	播磨町	705	

*搬入予定数量は、令和 7 年度における広域ごみ処理事業の見込量である（東播 2 市 2 町の各市町からの予測量から高砂市が試算）。

ウ 施設の概要

東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）

所在地	高砂市梅井6丁目1番1号
可燃ごみ処理施設	
型式	回転ストーカ炉（可燃ごみ焼却施設）
公称能力	143トン／24時間×3炉（429トン／日）
不燃・粗大ごみ処理施設	
型式	破砕、選別処理
公称能力	34トン／5時間

④ 再資源化の方法及び予定数量

廃棄物の種類	再資源化の方法等	予定数量 (トン)
空き缶	分別収集後、資源化業者に直接引渡し	100
空き瓶	分別収集後、資源化業者に直接引渡し	380
ペットボトル	分別収集後、資源化業者に直接引渡し	80
紙類・布類	分別収集後、資源化業者に直接引渡し	800
使用済小型電子機器	拠点回収後、選別作業所内で一時保管し、国が認定した事業者に引渡し	5
	不燃・粗大ごみとして排出された使用済小型電子機器について、一部をピックアップ回収し、国が認定した事業者に引渡し	2
せん定枝、草等	せん定枝ヤードで一時保管後、資源化業者に引渡し	1,400
鉄くず	不燃・粗大ごみ処理施設で一時保管後、処理可能業者に引渡し	257
アルミくず		23
スプリング入りマットレス		15
集団回収による有価物の回収	実施団体が回収後、資源化業者に直接引渡し	1,217

*ペットボトルについては、資源化業者による圧縮等の中間処理後、高砂市内に工場を有する飲料メーカーに引き渡し、当該飲料メーカーの処理工場で「ボトル to ボトルリサイクル」による再資源化（再商品化）を継続実施する。

*使用済小型電子機器のピックアップ回収及びスプリング入りマットレスの処理については、広域ごみ処理事業で実施する（予定数量については高砂市分のみ）。

⑤ ごみの排出抑制及び再資源化計画

ア 生ごみの減量化の推進

（ア）生ごみの水切りの徹底を推進する。

（イ）食品ロスの削減を推進する（フードドライブの実施、てまえどりの推

進等）。

(ウ) ダンボールコンポストの普及を図る。

(エ) 電動式生ごみ処理機の購入費の一部を助成し、普及を図る。

イ 指定ごみ袋制度の導入により、ごみの適正排出・分別徹底等を図る。

ウ 資源物（紙類・布類、空き缶、空き瓶等）の分別徹底を図る。

エ 使用済小型電子機器、蛍光管（蛍光灯）等の拠点回収を実施する。

オ 拠点回収品目に充電式電池類（リチウムイオン電池等）を追加し、適正処理を図る。

カ 不要品のリユース事業（ベビー用品の貸出事業等）を推進する。

キ 資源ごみ集団回収奨励金交付制度により、集団回収活動への支援を行う。

ク 事業系ごみ処理マニュアルに基づき、事業者への指導及び啓発に努める。

ケ 事業所から発生する機密書類の再資源化を図る。

コ 主に事業者から排出されるせん定枝、草等の再資源化を実施する。

サ 東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）において、見学者の受入れや環境学習講座を開催するなど環境教育の充実を図るとともに、家庭で不要となり提供を受けたベビー用品について、補修・点検・清掃を行ったのち、貸出希望者に貸し出す。

シ 東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）へのごみの搬入時において、不適正なごみの搬入等を防止するための展開検査を実施し、ごみの適正排出等の指導を行う。

ス パソコンリサイクル民間事業者との連携を図り、市民の利便性向上によるパソコンリサイクルを促進する。

⑥ 住民に対する広報及び啓発活動

ごみの減量化及び再資源化について、環境保全及び資源保護の観点から広報誌、ホームページ、アプリ等を通して市民への啓発を行うとともに、東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）内の啓発施設を有効に活用し、意識の向上に努めていく。

また、外国語表記の「家庭ごみの分け方・出し方冊子」を作成し、増加傾向にある外国人居住者への周知啓発に努める。

⑦ 最終処分計画

ア 東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）における焼却処理後の焼却残さ

区分	埋立処分（トン）	セメント化（トン）	合計（トン）
高砂市	1, 5 6 7	1, 0 8 8	2, 6 5 5
加古川市	4, 5 0 5	3, 1 2 8	7, 6 3 3
稲美町	5 7 1	3 9 7	9 6 8
播磨町	5 5 7	3 8 7	9 4 4
合計	7, 2 0 0	5, 0 0 0	1 2, 2 0 0

*令和7年度における広域ごみ処理事業の見込量（東播2市2町の各市町の予測量から高砂市が試算）から推計

＊埋立処分は、主灰の一部及びばいじん処理物について大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で行う。

＊セメント化は、主灰の一部及び飛灰について公益財団法人ひょうご環境創造協会で行う。

イ アに定めるもの以外の最終処分

不燃焼物 79 トンを埋立処分

＊原則として高砂市の一般家庭等から発生した不燃焼物のみ受け入れる。

ウ 最終処分場の概要

（ア）施設名 不燃焼物処理場

（イ）所在地 高砂市曾根町字新開 2928 番地ほか

（ウ）埋立地面積 37, 912 平方メートル

（エ）全体容量 123, 600 立方メートル

（オ）残余容量 12, 491 立方メートル

＊残余容量は、令和 7 年 3 月末時点

（２）生活排水処理実施計画

① 生活排水処理計画

ア 浄化槽により処理する。

イ 下水処理場で処理する。

ウ 浄化槽の余剰汚泥及びし尿は、し尿処理施設で前処理を行った後、下水道に放流する。

② し尿及び汚泥の処理計画

ア 収集、運搬計画

（ア）収集及び運搬をする廃棄物の予定数量

別紙 2 のとおりとする。

（イ）収集区域の範囲、収集回数及び収集方法

一般家庭（従量制）委託	高砂市全域	月 1、2 回収集	各戸
		申込みによる収集	各戸
事業所等（従量制）委託	高砂市全域	月 1、2 回収集	各所
		申込みによる収集	各所

イ 中間処理計画

（ア）処理施設の概要

a 施設名 し尿処理施設

b 所在地 高砂市梅井 6 丁目 1 番 1 号

c 建設年月 平成 10 年 10 月

改修年月 平成 28 年 3 月（下水への全量放流化）

d 処理方式 前処理後、下水道に放流

（イ）搬入される廃棄物の予定数量 9, 266 キロリットル

（ウ）汚泥等の予定数量及び処理方法 300 トンを焼却処分